

今年の特定健診は受診済みですか？

平成26年度から指定医療機関でも受診できるようになりました

これまで美郷町早朝総合健診（集団健診）のみ特定健康診査を受診できましたが、平成26年度から指定医療機関でも受診できるようになりました。

早朝総合健診の申し込み調べの際に「医療機関で受ける」と回答した40歳以上の国民健康保険加入者の方や、新たに美郷町国民健康保険に加入した希望者には、「特定健康診査受診券」を送付しています。受け忘れのないよう、指定医療機関に予約の上受診してください。費用は「無料」です（すべて美郷町で負担します）。

※指定医療機関リストは受診券と一緒に同封していますのでご確認ください。

平成26年度の特定健診受診は
平成26年12月末日までです。
受診を希望される方はお早めに!

■特定健診を受診すると…

①生活習慣病を早期に発見

メタボリックシンドローム（メタボ）をはじめとする生活習慣病の発症を早期発見につながります。

②保健指導が受けられます

保健師や栄養士などから、個人の健康状態やライフスタイルに合わせた指導を受けることで、生活習慣病の予防や重症化の予防につながります。

40歳以上の国民健康保険加入者で、6カ月以上入院中、妊娠中、施設入所中以外の方で、「病気で治療中の方」「病院で定期的に検査を受けている方」も対象となります。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

平成27年度的美郷町早朝総合健診申し込み調べが始まります

12月中に各地区担当の健康づくり推進員が、平成27年4月から始まる「早朝総合健診の申し込み調べ」を全戸に配布し、回収に伺います。

健診（検診）は健康管理の第一歩です。必ず記入し、回収日までに推進員へお渡しください。

■特定健診を指定医療機関で受ける方へ

町健診に都合が合わない方、かかりつけ医で定期的を受診している方は、「医療機関で受ける」にチェックしてください。指定医療機関にて無料で受けられる受診券を4月に発行します。この機会にぜひご利用ください。

問 美郷町保健センター
☎0187(84)4900

問 町福祉保健課 医療保険班
☎0187(84)4907

子宮頸がん検診無料クーポン券をお持ちの方へ 忘れていませんか?有効期限は 12月26日(金)までです

子宮頸がん検診の無料クーポン券をお持ちで今年まだ検診を受けていない方は、早めに右記の医療機関に予約を入れて受診してください。右記の医療機関以外での受診を希望される方は、美郷町保健センターにご相談ください。

■子宮頸がん検診の無料クーポン券が利用可能な医療機関

地区	医療機関名	電話番号
大仙市	大曲母子医院	☎0187(63)2288
大仙市	佐藤レディースクリニック	☎0187(86)0311
大仙市	田口医院	☎0187(63)1380
大仙市	くしま産婦人科医院	☎0187(88)8455
横手市	樋口産婦人科医院	☎0182(32)3634
横手市	いそべレディースクリニック	☎0182(35)5777
横手市	朝日ヶ丘レディースクリニック	☎0182(33)1531
横手市	雄物川クリニック	☎0182(22)5511

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

平成26年12月1日～

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金（※1）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の

児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

（※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

■今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、定額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

※受給している年金額が、手当額よりも低いかどうかはご相談ください。

■支給開始日

- ・手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ・平成26年12月分から平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。
- ・ご不明な点はお問い合わせください。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動にかかる費用の一部を助成しています

本町の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって具体的に取り組もうとする単位子ども会事業に町が側面から支援します。冬休み期間中などに事業実施の予定のある子ども会は、ぜひご活用ください。

助成額 ● ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

※子ども会の規模や事業内容等を審査して助成額が決まります。

申込期限 ● 12月17日(水)

その他 ● 申請方法は下記までお問い合わせください。

助成対象

次の条件全てに該当すること

- ①子どもたちが企画・立案の中心となり、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者（親の会等）の協力が得られること
- ③単位子ども会の計画または近隣子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代は経費に含まないこと
- ⑤事業支出を上回る剰余金を有していないこと

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1505)

建設課

冬期間の上下水道料金は推定料金でのお支払いをお願いします

冬期間の上下水道料金は、積雪によりメーター検針ができないため、昨年まで基本使用料のみの請求し（お申し出いただいた方は暫定料金）、春の検針後に精算してきました。

このたびの新システム導入により、今年の冬期間から全ての利用者に対して推定料金で請求し、春の検針後に精算することができるようになりました。後日推定料金に関するお知らせのはがきを郵送します。

※昨年までは電話によるお申し出が必要でしたが、**今年からは不要です**。ただし、町で設定した推定数量を変えたい場合は、下記までご連絡ください。

無線による検針ができる六郷地区の公共下水道は、積雪時も検針ができるため、従来どおりの請求となります。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910